

## 県民と知事との対話「こんにちは！三日月です」の実施要領

### 1 目 的

人と地域がキラリと輝く滋賀の未来を県民と共に築くため、知事が県民との直接対話を通して生の声を聴き、県民の想いを活かした県政を共につくり進めることを目的に、県民と知事との対話「こんにちは！三日月です」（以下「この事業」という。）を実施する。

### 2 対話方法および対話相手

- (1) この事業は先進的な取組や特色のある活動を行っている自治会、NPO、事業所、学校、団体等を訪問して実施する。
- (2) 対話相手は、知事と対話する機会が比較的少ない方々を対象とする。
- (3) 対話相手は、各所属から提供された情報等により、活動の分野、地域、世代の均衡等に配慮し選定する。
- (4) 対話人数は、参加者全員が意見交換に参加できるよう、10人程度とする。

### 3 運営方法

- (1) 原則として毎月1～2回程度この事業を実施する。
- (2) 対話時間は1会場1時間30分程度とする。（活動の現場等の見学を含む。）  
また、対話相手の状況に応じて、休日、夜間等を問わず実施する。
- (3) 県側の対話出席者は知事とする。
- (4) 対話会場は、自由で率直な意見が気軽に交換できるように設営する。

### 4 広 報

広報課長は、この事業の実施にあたり、原則として予めその内容について県民に周知する。

### 5 事後処理

- (1) 広報課長は、この事業の実施後速やかに対話結果を整理し、各関係所属長あて対話結果を通知する。また、総合事務支援システムを活用し、情報の共有を図るものとする。
- (2) 各関係所属長は、対話結果を踏まえ、県施策へ反映できるよう十分検討するなど、適切な処理に努める。
- (3) 広報課長は、対話において話題となった事項のうち早急に対応が必要と認められるものについて、関係所属長に対し、検討処理結果（経過）の報告を求めるものとする。

## 6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は広報課長が別に定める。

### 付 則

- 1 この要領は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 県民と知事との対話「知事と語る滋賀の未来」の実施要領は廃止する。